

知名町 情報コーナー

募集やイベント、
役場からのお知らせ

月額：3万円
▽大学院生

月額：3万5千円

ただし、正規の修学期間

●貸与金の返還義務

卒業後6か月を経過した後、

10年以内の期間に、毎月均等

額以上を返還（無利息）

●選考方法

申込願書を4月末日で締切り

書類選考及び面接を行い5月

中に決定する。

●選考人数 若干名

その他必要書類等についての

詳しい内容は、事務局にお問い合わせ下さい。

問合せ下さい。

岡公益財団法人奄美奨学会

(☎03-3456-1100)

募集

奄美奨学会貸与生 募集について

平成31年度の奨学生を次のと

おり募集します。

●目的

奄美群島出身者の子弟で、大学等に在学し、成績優秀、心身健全でありながら、経済的な理由により修学困難な者に、修学に必要な資金を貸し付け、有用な人材を育成するための事業です。

●貸与金及び期間

▽高専、短大・大学生

お知らせ

年金は全額が社会保険料 控除の対象です！

国民年金保険料は所得税法及

び地方税法上、健康保険や厚生

年金などの社会保険料を納めた

場合と同様に、社会保険料控除

としてその年の課税所得から控

除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成

30年1月から12月までに納めら

れた保険料の全額です。過去の

年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけで

はなく、配偶者やご家族（お子

様等）の負担すべき国民年金保

険料を支払っている場合、その

保険料も合わせて控除が受けら

れます。

税法上とても有利な国民年金

は、老後はもちろん不慮の事故な

ど万一のときにも心強い味方とな

る制度です。保険料は納め忘れの

ないようキチンと納めましょう。

詳しい手続き等については、

お問い合わせください。

岡ねんきん加入者ダイヤル

(☎0570-003-004)

岡町民課 (☎84-3152)

NPO法に係る 事務処理権限の移譲について

知名町では、住民による共生・

協働活動の推進を図るため、平

成31年4月1日から、新たに知

名町にNPO法人（特定非営利

活動法人）の認証等の事務権限

を県から移譲されます。

このため、知名町のみならず

所を置くNPO法人に係る申請

や届出の書類の提出先（窓口）が、

県から本町に変更になります。

町が窓口となることで、利便

性を図ることができ、より一層、

NPO法人の活動が促進される

ことが期待されます。

なお、窓口変更によって、N

PO法人に新たに行っていただ

く手続きはありません。

●申請・届出先が変更となる手続

・NPO法人設立の認証申請

・設立登記完了の届出

・定款変更の認証申請

・定款変更の届出

・役員変更の届出

・事業報告書等の提出

・解散・清算終了の届出など

岡総務課共生協働係

(☎84-3156)

法務局証明センター
移設のお知らせ

和泊町防災センター内の和泊

法務局証明サービスセンター（鹿

児島地方法務局和泊証明書セン

ター）は、同町新庁舎の完成に

伴い、本年2月4日（月）から、和

泊町役場（新庁舎）1階に移設

しましたので、お知らせします。

●取扱時間

祝日及び年末年始を除く月曜

日から金曜までの午前9時か

ら午後4時（正午から午後1

時を除く。）

●取得可能な証明書

・土地・建物の登記事項証明書

・会社・法人の登記事項証明書

会社法人の印鑑証明書

（要約書及び地図証明書が発

行はできません。詳細はお問

い合わせください。）

岡鹿児島地方法務局奄美支局

(☎0997-52-0376)

猫の適正飼養 推進月間

鹿児島県では、毎年2月を「猫

の適正飼養推進月間」と定め、

猫の正しい飼い方について、啓

発を行っております。

間違った猫の飼い方により、

猫が増えたり糞尿で迷惑をかけ

るなどのトラブルが発生します。

●正しい飼い方とは

①室内で飼う。

交通事故や伝染病から猫を守

ることが出来ます。

②不妊去勢手術をする。

望まない猫が生まれなくなり、

不幸な猫を減らせます。

③連絡先を書いた迷子札などを

猫に付ける。

万が一、行方不明になっても、

戻ってくる可能性が高くなり

ます。

正しく飼って、人も猫も幸せ

に暮らせる社会にしましょう。